

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 大阪府中央区備後町二丁目4番9号

(名 称) 東邦金属株式会社

(法人番号 5120001077491)

上記被審人に対する平成30年度(判)第26号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金1200万円

(2) 課徴金の納付期限 2019年5月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成31年3月25日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、大阪府中央区備後町二丁目4番9号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されている会社である。

被審人は、炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金の計上を適正に行わなかった。

この結果、被審人は、近畿財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「開示書類」という。）を提出したものである。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容（注）	事由
1	平成26年2月13日	第64期第3四半期（平成25年10月1日～平成25年12月31日）に係る四半期報告書	平成25年4月1日～平成25年12月31日の第3四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が17百万円であるところを97百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
2	平成26年6月27日	第64期（平成25年4月1日～平成26年3月31日）に係る有価証券報告書	平成25年4月1日～平成26年3月31日の会計期間	損益計算書	当期純利益が▲33百万円であるところを91百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上
3	平成26年8月11日	第65期第1四半期（平成26年4月1日～平成26年6月30日）に係る四半期報告書	平成26年4月1日～平成26年6月30日の第1四半期累計期間	四半期損益計算書	四半期純利益が▲82百万円であるところを25百万円と記載	・売上の過大計上 ・貸倒引当金の不計上

4	平成 26 年 11 月 14 日	第 65 期第 2 四半 期（平成 26 年 7 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日）に 係る四半期報告 書	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 9 月 30 日の第 2 四 半期累計期間	四半期損益 計算書	四半期純利益が ▲143 百万円で あるところを 40 百万円と記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上
5	平成 27 年 2 月 12 日	第 65 期第 3 四半 期（平成 26 年 10 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日）に 係る四半期報告 書	平成 26 年 4 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日の第 3 四 半期累計期間	四半期損益 計算書	四半期純利益が ▲91 百万円であ るところを 76 百 万円と記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上
6	平成 27 年 6 月 26 日	第 65 期（平成 26 年 4 月 1 日～平 成 27 年 3 月 31 日）に係る有価証 券報告書	平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の会計期 間	損益計算書	当期純利益が▲ 4 百万円である ところを 72 百万 円と記載	・売上の過大計 上 ・貸倒引当金の 不計上

（注）金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

2 法令の適用

上記 1 の表に掲げる事実につき

番号 1

法第 1 7 2 条の 4 第 2 項前段、第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項

番号 2

法第 1 7 2 条の 4 第 1 項本文、第 2 4 条第 1 項

番号 1 及び同 2 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第 1 8 5 条の 7 第 6 項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第 6 1 条の 3 を適用する。

番号 3、同 4 及び同 5

法第 1 7 2 条の 4 第 2 項前段、第 2 4 条の 4 の 7 第 1 項

番号6

法第172条の4第1項本文、第24条第1項

番号3、同4、同5及び同6は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第64期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)第3四半期(平成25年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第64期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第64期有価証券報告書」という。)について、これら有価証券報告書等ごとに算出した額(以下、番号1及び同2において、「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第64期第3四半期報告書	131,523円
第64期有価証券報告書	126,532円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第64期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第64期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第64期第3四半期報告書及び第64期有価証券報告書が、いずれも被審人の第64期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第64期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 2,000,000 \text{円}$$

第64期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) = 4,000,000 \text{円}$$

となる。

番号3、同4、同5及び同6

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第65期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）第1四半期（平成26年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第65期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成26年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第65期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成26年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第65期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第65期有価証券報告書」という。）について、これら有価証券報告書等ごとに算出した額（以下、番号3、同4、同5及び同6において、「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第65期第1四半期報告書	150,122円
第65期第2四半期報告書	186,728円
第65期第3四半期報告書	178,845円
第65期有価証券報告書	175,709円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第65期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第65期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第65期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第65期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第65期第1四半期報告書、第65期第2四半期報告書、第65期第3四半期報告書及び第65期有価証券報告書が、いずれも被審人の第65期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第65期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第65期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第65期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第65期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。